

「匿名レセプト情報・匿名特定健診等情報の提供に関するガイドライン」
の主な改正内容

○第8回専門委員会の検討を踏まえ、HIC解析環境の試行的利用においては、匿名レセプト情報・匿名特定健診等情報の提供に関するガイドラインについて、インターネット接続に関する部分を除いて、準用することとした。

改正前	改正後（新設該当部分を含む）
第6 提供申出に対する審査 4 審査基準 (4) 匿名レセプト情報等の利用場所、保管場所及び管理方法 ①基本的な事項	
iii) 匿名レセプト情報等を複写した情報システムは、インターネット等の外部ネットワークに接続しないこと。	iii) 匿名レセプト情報等を複写した情報システムは、インターネット等の外部ネットワークに接続しないこと。 （下記、新設該当部分）
③匿名レセプト情報等の利用に際し講じなければならない安全管理措置	
iv) 技術的安全管理措置 i) 匿名レセプト情報等の保存・利用に際しては、インターネット等の外部ネットワークに接続した情報システムを使用しないこと。	iv) 技術的安全管理措置 i) 匿名レセプト情報等の保存・利用に際しては、インターネット等の外部ネットワークに接続した情報システムを使用しないこと。 （下記、新設該当部分）
第20 ガイドラインの施行期日	
本ガイドラインは、令和3年10月1日より施行する。 ただし、施行日前にレセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン及びオンサイトリサーチセンターにおけるレセプト情報・特定健診等情報の利用に関するガイドラインに基づき、有識者会議で承認を受けた申出であって、施行日後に第9の1（1）に規定する変更が生じた場合の手続きについては、なお従前の例による。	本ガイドラインは、令和 4 3 年 3 10 月1日より施行する。 ただし、施行日前にレセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン及びオンサイトリサーチセンターにおけるレセプト情報・特定健診等情報の利用に関するガイドラインに基づき、有識者会議で承認を受けた申出であって、施行日後に第9の1（1）に規定する変更が生じた場合の手続きについては、なお従前の例による。
第21 医療・介護データ等の解析基盤の試行利用	
（新設）	医療・介護データ等の解析基盤を試行的に利用する者については、第6の4（4）①iii）及び第6の4（4）③iv）のi）を審査対象から除外する。